

【会議名】

令和5（2023）年度第4回三鷹市男女平等参画審議会

【開催日時】

令和6（2024）年2月7日（水）午後6時30分～8時30分

【開催場所】

三鷹市教育センター2階 第二中研修室（オンライン併用）

【次第】

1 開会

2 副市長あいさつ

3 議事

(1) 諮問事項

三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例（案）について

(2) 報告事項

人権を尊重するまち三鷹条例（案）について

4 その他

第5次三鷹市基本計画について

【出席委員】

荻田 香苗（会長）、渥美 由喜（副会長）、福島 多恵子、今村 佳代子、横森 直樹、
牧野 洋子、大黒 暉生、中川 由紀子、田中 かず子、南 和宏

【市出席者】

副市長 土屋 宏、企画部長 石坂 和也、企画経営課長 丸山 真明

（事務局）

企画経営課平和・女性・国際化推進係 中塚 大、山際 陽子、伊東 修平

【傍聴者】

7名

【議事概要】

（次第1 開会）

【荻田会長】 定刻になりましたので、令和5年度第4回三鷹市男女平等参画審議会を始めます。本日はお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、会議の開催方法、傍聴、委員の出席状況等について、事務局からご説明をお願いします。

【中塚企画経営課係長】

(会議の開催方法、傍聴、委員の出席状況、配布資料等について 省略)

なお、配付資料については、市議会での議案審査を控えていますので、取扱注意としています。現時点では3月5日頃を想定していますが、市議会で審議されるまでは、当審議会以外の場では展開なさないように、ご注意をお願いいたします。事務局からは以上です。

【荻田会長】 ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして、議事を進めてまいります。次第2、副市長挨拶です。土屋副市長、よろしくをお願いします。

【土屋副市長】 皆さん、こんばんは。三鷹市の副市長の土屋と申します。本来、市長が諮問させていただくということで、河村孝三鷹市長からご挨拶さしあげるところですが、公務のため、私からご挨拶を申し上げます。

まずは、皆さん、本日は三鷹市男女平等参画審議会へのご出席、どうもありがとうございます。また、日頃から三鷹市の男女平等政策についてのご協力、ご協議、重ねてお礼を申し上げます。

三鷹市では、人権を尊重するまち三鷹条例の制定を目指しており、3月議会での上程に向けて準備を進めています。また、それと併せて三鷹市パートナーシップ宣誓制度を作りたいと考えているところです。人権を尊重するまち三鷹条例(案)の理念を踏まえまして、お二人のうち的一方あるいはお二人の双方が性的マイノリティであるというパートナーが、パートナーシップ関係であることを市に宣誓して、市からパートナーシップ宣誓受理証を交付するという内容です。この受理証をご提示いただくことで、婚姻している方と同等の行政サービスが受けられるようになります。例えば、パートナーで市営住宅に入居するといったことも可能になるということで、生活上の支障を軽減し、併せて地域での理解の増進ということにも繋げていければと考えています。

前回の審議会でも、制度の骨子案を提示させていただき、委員の皆様からは貴重なご意見をたくさん頂いたということです。また、パブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様からのご意見も踏まえました。そうした形で今回条例案をまとめたところです。

後ほど、詳細につきましては担当から説明させていただきますが、この審議会でのご審議、そしてその後の答申を通じまして、三鷹市が目指す、人権を尊重し、誰もが生きやすいまち

への一步として踏み出すことができればと思っています。

ぜひ皆様からの忌憚のないご意見、活発なご審議をいただければありがたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

【荏田会長】 ありがとうございます。続いて、次第3、議事に入ります。本日の議事(1)三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例(案)については、諮問をお受けすることになっています。土屋副市長、お願ひいたします。

【土屋副市長】 それでは、諮問文を読ませていただきます。

(諮問文 省略)

以上になります。よろしくお願ひいたします。

(諮問文 手交)

【荏田会長】 ありがとうございます。

なお、土屋副市長は、公務の都合により退席となります。ご了承ください。

【土屋副市長】 それでは、どうぞよろしくお願ひします。失礼します。

(土屋副市長 退室)

【荏田会長】 それでは、諮問をいただきましたので、早速審議に入りたいと思います。

ただいま諮問を受けました、三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例(案)について、事務局のほうから説明をお願ひいたします。

【丸山企画経営課長】 それでは、私のほうから三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例(案)について、説明させていただきます。前回の審議会において、条例の骨子案とパブリックコメントの実施を議事として取り扱い、一定のご意見をいただきました。その後、パブリックコメントを経まして、条例案を作成いたしましたので、資料に沿って説明いたします。

はじめに、資料1をご覧ください。三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例(案)になります。

こちら第1条は、目的を定めておりまして、パートナーシップ宣誓手続に関し、必要な事項を定め、パートナーシップ関係にある者の生活上の支障を軽減し、誰もが自分らしく生きることができる地域社会を実現することを目的とするとしています。

第2条につきましては、記載のとおり、それぞれの用語の定義を定めているところでございます。

第3条は、宣誓をすることができる者の要件を定めています。(1)の第1号から(6)の第6号までの全ての要件を満たしている者を、宣誓をすることができる者としています。詳細は

資料に記載のとおりですが、第1号は、成年に達していること、第2号は、三鷹市に住所を有していることまたは転入を予定していること、第3号は、パートナーシップ関係にある者であること、第4号は、事実婚を含み婚姻をしていないこと、第5号は、宣誓者以外の者とパートナーシップ関係にないこと、第6号は、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係にないことと規定しております。

第4条は、宣誓の方法を定めています。宣誓をしようとする者は、三鷹市パートナーシップ宣誓書に、住民票の写し、戸籍謄本などの婚姻していないことを証する書類、本人確認書類を添えて市長に提出することとしています。

2ページをご覧くださいまして、第5条につきましては、宣誓において、戸籍上の氏名と併せて社会生活上日常的に使用している氏名を使用することができることを定めており、通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることを確認できる書類を提示することとしています。

第6条は、受理証等の交付について定めておりまして、市長は、第4条による宣誓がなされたときは、宣誓者に対し、三鷹市パートナーシップ宣誓受理証を交付するものとしています。

第2項において、宣誓者が三鷹市に転入予定の場合は、三鷹市パートナーシップ宣誓受付票を交付することとし、転入後に受付票と引換えに受理証を交付することとしています。

第3項には宣誓内容の審査、第4項には通称名の併記などを規定しているところでございます。

第7条は、変更の届出について定めています。宣誓書の記載事項に変更があった場合は、記載事項変更届に、変更内容が確認できる書類を添えて、市長に提出すること、また、変更の届出をした場合は、新たな受理証等の交付を受けることなどを規定しています。

第8条は、受理証等の再交付についてです。受理証等の紛失、棄損または汚損等により受理証等の再交付を希望するときは、再交付申請書を市長に申請することにより、受理証等の再交付を受けることができるなどの規定をしています。

3ページをご覧くださいまして、第9条につきましては、受理証等の返還について規定をしています。パートナーシップ関係を解消したとき、宣誓者の要件に該当しなくなったとき、またはパートナーの一方が死亡したときは、返還届に受理証等を添えて、これを市長に返還することなどを定めています。

第10条は、受理証等の取消し等について規定しています。市長は、偽りや不正などによ

り受理証等の交付を受けたとき、受理証等を改ざんまたは不正に使用したとき、受付票の交付の日から3か月以内に転入しなかったときは、受理証等を取り消すことができることを取り決めておりまして、受理証等を取り消したときは、その旨を受領者に通知するとともに、受理証等が返還されまでの間は、取り消した受理証等の交付番号を公表することとしています。

第11条は委任事項で、条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとしています。

最後に、附則に記載のとおり、この条例の施行日は令和6年4月1日となっております。

資料1の説明は以上になります。

続きまして、資料2をご覧ください。こちらが、三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例施行規則（案）になります。

この規則は、先ほどの条例の施行に関しまして必要な事項を補足して定めるもので、宣誓や届出等の際に必要な本人確認書類と各種様式を規定しています。本人確認書類については、資料の下段の別表第1に記載のとおり、いわゆる顔写真付きの官公庁発行の書類は1点、それ以外の書類は2点の提示により本人の確認を行います。

また、次のページ、別表第2のとおり、条例に規定する各種様式を定めています。具体的な各様式につきましては、さらに次のページ以降に記載のとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

資料2の説明は以上でございます。

続けて、資料3をご覧ください。こちらは、令和5年12月15日から令和6年1月5日まで実施しましたパブリックコメントの結果をまとめた資料になります。

資料の右上に記載のとおり、4名の方から9件のご意見をいただいています。特に表のNo.1からNo.3につきましては、異性間のパートナーシップを認めることといったご意見で、表の右側、「対応の方向性」に記載のありますとおり、市では、まず同性間のパートナーシップに係る制度を導入して、異性間のパートナーシップ、いわゆる事実婚につきましては、今後の検討課題として捉えているところでございます。

裏面2ページのNo.5からNo.7につきましてはのご意見は、市長に対して宣誓することに違和感があるといった内容でございます。条文の「市長」は、市の事務の執行機関を意味しています。このため、届出書や通知の宛先が市長名となっております。ほかの自治体の条例等におきましても、手続に関する条文の主語は「知事」や「市長」となっております。

その他のご意見につきましては、資料に記載のとおりでありまして、条例に盛り込むご意見はありませんでした。資料3の説明は以上になります。

【荻田会長】 ありがとうございます。諮問に対しては、審議結果を答申として、市長に提出することになります。

それでは、ただいまの諮問内容について、質疑に入ります。ご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。では、渥美委員お願いいたします。

【渥美副会長】 まず、ご説明いただきましてありがとうございます。パートナーシップ条例に関しては、おっしゃったように、パブリックコメントを見ると、事実婚の取扱いが主な論点かなと思います。

事実婚に関しては、国の対応がそもそもまだ未整備で、自治体としてこれに踏み込んだ対応をするかどうかというのは、高度に政治的な判断が伴うことだと、私も専門家の端くれなので分かっています。

実際、配付されている都内の市区町村の対応を見ても、23自治体のうち、事実婚までも対象にしているのはわずか3自治体にすぎません。したがって、三鷹市の出した結論に関して、私がそれをひっくり返すようなことを申し上げるつもりはありません。あくまでも市長の専権事項だと思っているので、それはご判断を尊重するという立場です。

他方で一点申し上げたいのは、一応、本委員会の諮問と答申ということであれば、私も多くの自治体や官庁でこういう審議会の委員をやっているのでもう少し配慮していただきたいというのが率直な感想です。

というのは、これまでパートナーシップに関してご説明はあったんですけども、それはあくまでも概要しか知らされなかったのでも、今日というか数日前に初めて素案を拝見して、今日議論して、今日中に答申という流れですよ。それで承認するというのは、あまりにも拙速ではないかと思います。ですから、結論をひっくり返すということではなくて、この論点の深さというか、何でそういう異論が出るのかということは認識していただきたいので、副会長としてではなくて、専門家としての私の意見を一つ申し上げたいと思います。

そもそも、同性婚・異性婚という区別はあまり意味がないと私は思っています。私は、ずっと子ども会という活動を週末に二十数年やってきた中で、二千数百人の子どもと接してきて、そのうち数十人、LGBTQの子たちがいました。小中学生時代にそういう相談を受けて、その一人は、生物学的には女性で、性自認は男性で、恋愛対象は男性です。ですから、本人は同性愛者と認識しています。ただ、手術を受けることはせず戸籍の変更にまで至って

いないから、戸籍は女性のままです。したがって、今回の三鷹市の条例に外形的に当てはめると、異性愛者に見えるんです。だから、三鷹市の条例に則して判断すると、彼に対して「あなたは同性愛者ではない。異性愛者だから、対象外と判断します」という回答になりますが、これは本人の性自認を否定することなので、そもそもパートナーシップ条例の精神に反しているのは明らかなのです。

だから、異性愛・同性愛という回答を三鷹市はなさっているんですが、そもそもそういう回答自体がこのテーマに対する認識がちょっと浅いというか、事実婚ということで、質問自体が異性愛者になってしまっているから、どうしてもそういう回答になるんですけども、そもそもこの問題というのは、すごく複雑なんです。複雑だから、まだ過渡期の時期なので、判断に至っていない自治体が多いということであるにもかかわらず、その複雑さがちゃんと議論されない。一応ここはそういうことを審議する場であるにもかかわらず、そこが当事者から見たら分かっていないということで、この議事録が公開されると、私は彼に対して合わせる顔がないという、そういう思いで今話しています。

要は、三鷹市に限らず、日本の現状はまだ法的に過渡期だから、今申し上げたようなケースにうまく対応できていないという、これは三鷹市に限らず日本全体で起きていることで、これは仕方ないことです。ただ、デリケートなテーマであるからこそ、できればもっと早く素案を提示していただきたかったというのが率直な気持ちです。

議論する場は結局今回のみということなので、そうすると結果的に、あたかもこのテーマの重要性を軽んじているかに見えてしまう現状を僕は残念に思っています。ただ、私は副会長という重責も担っているので、三鷹市のパートナーシップ条例に関して、これはもう東京都の条例にきちんと準じていて、都内の多くの市区町村と比べて別に遜色はないので、異論を申し上げるつもりはないです。ただ、繰り返し申し上げますが、せめて本日以外にあと2、3回は議論したかったと残念に思っています。この点だけは三鷹市の方々にも反省していただきたいと思っています。以上です。

【荻田会長】 ありがとうございます。ご意見はございますでしょうか。

【石坂企画部長】 渥美委員、ありがとうございます。かなり厳しいご意見をいただいたところでございますが、きちんと私どもも受け止めなくてはいけないと思っています。というのも、前回のパブリックコメントの実施期間も、年末年始を挟んでどうなんだというご意見もいただいた中で、一定程度、3月の定例会に合わせるような形で皆さんにご理解いただいた中で実施したといったところがあります。そういった意味でいきますと、逆算したよ

うな形でのスケジュール感、皆さんの審議というところについては、渥美委員のおっしゃったところをきちんと受け止めていきたいと思っています。

貴重な専門家のご示唆をいただいたところでございます。今回の制度では同性者間を対象にしており、こちらのパブリックコメントの対応にも書かせていただいておりますが、これが終わりだとは思っていません。これはきちんと検討課題として受け止めて、どういったアップデートをするかは、まさにこの審議会での議論のテーマだと思っていますので、私どももこれで終わりだとは思っていないということをお伝えすることでお答えにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【荏田会長】 そのほかの委員の方からご意見やご質問等はございませんでしょうか。どうぞ。

【A委員】 ちょっとお聞きしたいのですが、宣誓をするというのは、どのように宣誓をするのですか。ただ市長に宣誓をするというのは、市長に宛てて、申請しますということで、直接市長に会うわけではないんですね。職員の方にその宣誓書を渡すという形ですか。その辺りがよく分からなくて、市長の前に二人が並んでというメッセージが感じられます。なぜそんなにハードルを高くしなくてはいけないのかが分かりませんでした。

【丸山企画経営課長】 先ほどの説明の中でもありましたが、市長に宣誓をするというのは事務的な執行機関を意味していますので、例えば転入届を市長に提出するといった法令等と同様の意味合いで使っています。実際に市長の前で宣誓をするということではなくて、予約をしていただいて、会議室を確保させていただいたうえで、我々職員の前で宣誓書を提出していただくといったことを考えています。

【A委員】 ありがとうございました。それがはっきり分かるように書いていただけないだろうかと思いました。というのは、何か特別にハードルを設けて、宣誓制度というものがあって、二人で宣誓しなければいけないのかというニュアンスに取られるのはとてもまずいと思うので、そういうものではないということが分かるような文章にさせていただきたいと思います。

【丸山企画経営課長】 他の法令や条例とバランスをそろえ、同じような書き方、規定の仕方で今回作っておりますが、運用のフェーズにあたっては、手続の手順がわかるガイドブックのようなものを作りたいと思っています。

【A委員】 ありがとうございます。これを読んだときに、なにかハードルを高くしているという印象があったので、それはちょっと差別ではないのかと思ってしまったので、そう

いうものではないということが分かるように説明があるといいなと思いました。ありがとうございます。

【荏田会長】 ありがとうございます。パブリックコメントでも同じようなご意見が出ていましたので、ぜひ運用のほうでその辺がはっきり分かるようにお書きいただければと思います。

【B委員】 第3条の(6)ですが、「婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしていることにより当該関係に該当する場合」という内容がよく分からなくて、養子縁組をしている二人はパートナーシップ宣誓手続を取れるということなんでしょうか。ちょっと内容が難しく、教えてください。

【荏田会長】 事務局のほうから回答をお願いいたします。

【中塚企画経営課係長】 事務局の中塚です。民法第734条については、「直系血族又は三親等内の血族の間」の婚姻を禁止するという定めになっています。これは通常の婚姻関係も同じです。

【丸山企画経営課長】 少し補足しますと、民法第736条の規定ですと、「養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者」、養子縁組をしている間の関係では婚姻できないという規定があります。パートナーシップの皆様の中には、財産を相続させたいからという理由や、そのほかの理由もあるかもしれませんが、養子縁組の届出をされている方も中にはいらっしゃいますので、そういった方は宣誓できますよという書き方がこのただし書になっています。条例だと堅苦しく難しい表現になるのですが、養子縁組をしても問題ないですよという趣旨になります。

【B委員】 そうしますと、養子縁組を継続したままでパートナーシップの宣誓ができるということですか。

【丸山企画経営課長】 そのとおりです。

【B委員】 分かりました。ありがとうございます。

【A委員】 なぜ突然、この条例が出てきたのか分からないのですが、その前から準備されていたんですか。1回も議論されないで出てきて、その経過が分かりません。どのような事情があったのか、もしよろしければ、お話ししていただければと思います。

【石坂企画部長】 議会のほうで説明したときにも、少し唐突感があるのではないかとということは議論もありました。

私も記憶を遡って、東京都のパートナーシップ制度が施行される段階で、令和4年8月頃

に男女審で一度、東京都でこういう制度が始まりましたという報告をさせていただきました。そうした中で、私どもは、人権を尊重するまち三鷹条例（案）の中で、例えば個別条例のあり方といった議論もしていました。一人ひとりの人権が尊重され、誰もが暮らしやすいまちの実現を目指すため、まず基本理念を定めるという趣旨で、人権を尊重するまち三鷹条例（案）について議論してきました。そうした中で、例えば子どもの問題、高齢者の問題をどうするかという議論はありました。その中の一つとして、このパートナーシップ、性的マイノリティの方々の人権という議論を同時並行でしていました。そして、今回の3月に合わせて、誰もが暮らしやすいまちを実現するといった一つの理念に沿いながら、パートナーシップに関する手続をきちんと定めて、市内に暮らしているマイノリティの方も含めて、暮らしやすいまちにしていこうというところを同時に出そうということで、パブリックコメントも行いました。唐突感があるというのは、確かにそのとおりのかもしれませんが、趣旨としては、人権を尊重するまち三鷹条例（案）の中での議論に含まれていたと、ご理解いただきたいと思います。

【A委員】 ありがとうございます。これはまだこれからアップデートしていくプロセスがあるということがよく分かって良かったですが、これは、例えばこの審議会で話をしていくとか、何かどこかで議論していくものなんでしょうか。それとも、それはもう市の方たちの判断によるということになるのでしょうか。その辺をもう少し詳しく教えていただければと思います。

【丸山企画経営課長】 こちら、条例が施行されましたら運用が始まるわけですが、その運用を、届出、宣誓が何件あったとか、他にもいろいろなご意見等も寄せられると思いますので、そういったところについては実績報告を男女平等参画審議会のほうでも共有させていただきますして、それに対するご意見等をさらに頂戴できたらと考えています。

【荏田会長】 よろしいでしょうか。では、B委員、お願いいたします。

【B委員】 東京都内のパートナーシップ宣誓制度一覧の資料では、備考欄に事実婚を認めているところが3自治体で、ファミリーシップ制度が何か分かりませんが、2自治体あります。いつもこの審議会で、三鷹らしさということは、それが必要かどうかはまた別として、今検討されているものが、他自治体と違うことがあれば、教えていただければと思います。ないのであれば、それは結構なんですけれども、気になりました。

【石坂企画部長】 おそらく、条文は要綱でやっているところとあまり変わらないかと思えます。私どもとして、この間、三鷹らしさについても考えながら、人権を尊重するまち三

鷹条例（案）について、令和3年から取り組んできました。その間、事務局を中心に、当事者の方の意見も聞いてきています。そういったところでの人権に関する理念、こういったことを目指すのかを明確にし、条例を同時に提出しているところが三鷹らしさなのかとは思っていますので、中身としては、他とほぼ遜色ありませんが、このプロセスが三鷹らしさなのかなとは捉えています。

【荏田会長】 ほかに何かご意見はございますでしょうか。どうぞ、C委員、お願いします。

【C委員】 このパートナーシップの定義というのは、具体的に何か定められているのでしょうか。例えば、異性間の結婚に相当するものでないといけないとか、今回の制度のメリットは、三鷹市の住宅に入れるということで、単純にルームシェアしたい人が使ってもいいのかとか、その辺りの境界はどのように決められるのか、教えていただければと思います。

【丸山企画経営課長】 第2条の用語の定義において、性的指向やジェンダーアイデンティティとは、ということを定義しつつ、施行規則の様式を定めております。様式第1号が実際のパートナーシップの宣誓書でございます。こちらでお互いがパートナーであると宣誓していただくこととなります。基本的に、先ほど言った、その宣誓に基づき宣誓書を提出していただくといったところで、ご指摘のような嘘偽りでルームシェアするようなことが分かりましたら、先ほどの条文の中にもありましたように取消しといった規定に基づいて取り消すという措置を取りたいと考えています。

【C委員】 ありがとうございます。その補足の質問なんですけれども、そのパートナーというのはかなり幅広い、例えばビジネスパートナーとか、いろいろな意味があると思えますけれども、パートナーであるということを宣言するときに、もう少しその意味合いを限定しておかないと、広く利用者を捉えられるのではないかというのを心配しました。

【丸山企画経営課長】 説明不足で、失礼いたしました。第2条第1号にパートナーシップ関係とはという定義がございまして、ビジネスパートナーではなくて、「互いを人生のパートナーとして」、「一方又は双方が多様な性的指向又はジェンダーアイデンティティをもつ二者間の関係をいう」とここで定義していますので、いわゆるビジネスパートナーといったものは含まないという理解になります。

【C委員】 分かりました。

【荏田会長】 他に何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。では、貴重なご意見とご発言をいただいたと思います。どうもありがとうございました。皆様からの貴重なご意

見は市に受け止めていただいて、おおむね了承する旨の答申を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ほかの委員の方々も異議なしということ
でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【荻田会長】 それでは、異議なしとお認めいただきましたので、そのように答申したい
と思います。

なお、今回の答申の文案並びに答申の時期につきましては、会長である私に一任していた
だきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【荻田会長】 ありがとうございます。それでは、一任していただきましたので、了承す
る旨、答申させていただきます。

では次に、議事(2)、人権を尊重するまち三鷹条例(案)を議題といたします。事務局か
らご説明をお願いいたします。

【丸山企画経営課長】 それでは、私より説明させていただきます。こちらの議事は、資
料4、5、6と3つの資料について、続けて説明させていただきます。

こちら、前回の審議会におきまして、条例の骨子案とパブリックコメントの実施につい
てご意見をいただいたところです。その後、先ほどと同様にパブリックコメントを経て条例
案を作成いたしましたので、資料に沿って説明いたします。資料の4をご覧くださいと思
います。

はじめに前文です。こちらは、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きることがで
きるまちの実現は、三鷹市民共通の願いであること、これまで市では、基本的人権の尊重等
を基調として市民福祉の向上に努めてきたこと、そして、人権課題が時代とともに多様化す
る中、人権に配慮した施策の推進や、市、市民、事業者等の協働により、人権意識をより高
めていくことが重要であることを前置きとしつつ、全ての市民がお互いの人権を尊重し、誰
もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、この条例を制定することと前文に記載し
ています。

第1条は、目的を定めております。この条例は、人権に関する上位規範としまして、理念
や方向性を定め、市、市民、事業者等の責務を明確にするとともに、一人ひとりの人権が尊
重され誰もが暮らしやすいまちを実現することを目的としています。

第2条は、それぞれの用語の定義を定めています。

次に第3条では、基本理念を、市民一人ひとりが、それぞれの違いを認識し、人権に対する意識を高め、全ての市民が不当な差別を受けることなく暮らせるまちを実現することと定めています。

第4条は、権利侵害等の禁止を定めるもので、家庭や職場など、社会のあらゆる場面において、(1)の第1号から(5)の第5号までに記載された行為を禁止することとしています。

2ページをご覧いただきまして、第5条から第7条には、市、市民、事業者等の責務をそれぞれ規定しています。内容は前回お示ししたとおりですが、詳細につきましては資料に記載のとおりです。

第8条は、市、市民及び事業者等の協働について規定しており、市は、市民及び事業者等と協働し、人権を尊重するまちづくりを推進することを定めています。

第9条は、情報収集及び調査研究といたしまして、市は、人権を尊重するまちづくりの推進に関して、必要な情報収集及び調査研究を行うこととしています。

第10条は、教育、啓発及び情報提供といたしまして、市は、人権を尊重するまちづくりの推進に関して、教育、啓発及び情報提供を行うことを定めています。

第11条は、相談及び救済について定めておりまして、「市民又は事業者等は」、先ほど申し上げた「第4条に掲げる事項について、市に相談、意見の申立て又は情報提供をすることができる」としています。また、第2項におきまして、「市は、市民又は事業者等からの相談等に応じ、適切な救済のために」、「必要な措置を講ずる」としています。

第12条では、相談員の設置を定めるもので、第1項において、市長は、前条の相談を受けるため、人権侵害に関する専門の相談員を置くこととしています。第2項には、相談員は、当該相談に係る当事者等に対して助言などを行い、相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるということ定めています。第3項以降には、資料に記載のとおり、相談員の秘密保持や定員、任期等を定めているところでございます。

3ページに記載の第13条、審議会につきまして、こちらに規定しています。第1項において、市長の附属機関として、人権を尊重するまち三鷹審議会を置くことを定めています。第2項では、「審議会は、市長の諮問に応じて」、人権施策の推進や人権に関する相談及び救済に関する事項について「調査審議し、又は必要な意見を述べるができる」としています。第3項以降には、記載のとおり、委員の定員や任期等を規定しています。

第14条は、委任事項で、条例の施行について必要な事項は規則で定めることとしています。

最後に、附則に記載のとおり、この条例は令和6年4月1日から施行することとしています。資料4の説明は以上になります。

続きまして、資料5をご覧ください。こちらは、人権を尊重するまち三鷹審議会規則の案になります。

第1条に定めるとおり、この規則は、人権を尊重するまち三鷹条例（案）に基づき、人権を尊重するまち三鷹審議会の組織や運営に関して必要な事項を定めるものとなっております。

第2条には委員構成等を規定しており、学識経験者、関係団体が推薦する者、市民から市長が委嘱することとしています。

そのほか、第3条以降に記載のとおり、審議会の組織や運営に関して必要な事項を定めており、施行日は、条例と同様で、令和6年4月1日となっております。

資料5の説明は以上でございます。

続きまして、資料6をご覧ください。こちらは、令和5年12月15日から令和6年1月5日まで実施しましたパブリックコメントの結果をまとめた資料でございます。

先ほどの資料と同様、右上に記載のとおり、55名の方から延べ378件、同様のご意見をまとめますと、158件のご意見をいただきました。

資料の上段にご意見に対する対応の方向性の凡例を①から⑦として記載していますが、158件のご意見のうち、凡例①の条例案に盛り込むものは16件となっております。本日は時間の都合がございますので、主なものについて紹介させていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、2ページの一番上の行、No.4からNo.7をご覧ください。

第1条の目的に係るご意見でございます。目的において、「誰もが暮らしやすいまちを実現する」、という表現がありますが、分かりにくいというご意見をいただいたもので、表の右側、対応の方向性に記載のとおり、条文を「一人ひとりの人権が尊重され誰もが暮らしやすいまちを実現することを目的とする」と、目的がより具体的になるよう文言を修正しています。

その下のNo.9からNo.11では、第4条に規定する禁止する行為の一つについて、「相手の心身を傷つける差別的言動を含むあらゆる暴力行為」としまして、ご指摘のとおり「差別的」という文言を追加したところでございます。

3ページをご覧くださいまして、No.16でございます。第13条にあたります審議会の規定に関するご意見で、審議会が自主的に市長へ提案できるようにするものといったご意見

です。対応といたしましては、「審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、又は必要な意見を述べることができる」ということで、意見を述べることができるという内容を条文に盛り込んだところでございます。

一方で、凡例でいうと、⑥、対応は困難なものもでございます。そちらのうち、特にご意見が多かったものをご紹介しますのでございます。

7ページをお開きいただければと思います。7ページの一番下、No. 46です。こちらに記載の「不当な差別」という表現は「正当な差別」の存在を示唆するため、「不当な」を削除するというご意見です。こちらは、ほか同様のご意見を50件いただいています。「不当な差別」については、事案によって行為が差別に該当するかは、個別具体的に判断されるものであり、一律に定義することは市として考えていないといったことから、対応は困難ですという整理をさせていただいています。

続きまして、少し飛んで16ページをご覧ください。No. 115、No. 116をご覧ください。こちらは、人権の実態を把握・調査するための第三者委員会を設置するといったご意見でございます。条例の第13条に規定する審議会というのが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関としておりまして、こちらはご意見を反映した内容となっているという回答となっております。

その他詳細につきましては、資料のとおり件数が多くございますので、ご覧いただければと思っております。私からの説明は以上になります。

【苅田会長】 ご説明ありがとうございました。

まず、渥美委員より別途、資料を頂いていますので、ご発言をお願いしたいと思います。

【渥美副会長】 改めまして、渥美です。まず、この私の資料はもしかしたら皆様のお手元にあるかと思うので、それに即して申し上げます。資料のそもそもの趣旨は、口頭でいろいろ説明すると長々になってしまうので、時間を短縮したいという意図でお配りしています。ですから、今回、資料を提出させていただいた時点で私の目的は達成されているということです。

人権条例に関しては、先ほどのパートナーシップ条例とは違って、諮問・答申ということではないので、全ての最終的な決定権はあくまでも三鷹市にあるとのこと。なので、一委員にすぎない私の意見は通らないというのは当たり前だと思っております。ただ、私もこの分野でずっと仕事をしていて、他自治体や官庁等でも委員を務めているので、三鷹市と意見が異なる部分はちゃんと表明しておかないとよろしくないということが、今回、意見提出を

した趣旨です。

おそらく、この意見から生かせることがもしあったとしても、タイミング的に取り入れられないと思います。もしそうだとすると、前回12月の時点では法務省のチェック（※三鷹市注①：正しくは「市の法務担当部署（政策法務課）のチェック」です。）が入っているということでしたから、私はパブリックコメントを出すかどうか、本当に迷いました。というのは、パブリックコメントは市民あるいは三鷹市に勤務しているということなので、両方該当しないからです。こういう場があるので、一応意見は申し上げると決めましたが、今回、パブリックコメントに丁寧に回答されていますよね。おそらく今回私が出す意見に関してはそこまでの回答がないかと思っており、そもそも、この審議会で一応意見は言いますが、取り入れられないというのは、モヤモヤ感があります。要するに、パブリックコメントを出し、回答してくれたのであれば、パブリックコメントを出したほうがよかったと思います。ただ、パブリックコメントは多分受け取ってもらえなかったと思います。ですが、この審議会の副会長で、受け取られないとはどういうことか、そこら辺はちょっとモヤモヤ感があるということです。

内容については、今日は抜粋した部分しか話すつもりはないです。

まず、条例の背景の部分です。前文に書かれていることは別に間違いではないので、良いのですけれども、他の条例と比べると、もう少しきちんと書いたほうがいいのかなどは思います。というのは、「普遍性」と「地域性」はすごく大切だと僕は思っています。おそらく三鷹市の今の条例で、「三鷹市」という文言と、あと「日本国憲法」というところを除いたら、多分、日本の三鷹市、しかも英文で出ていれば、どこの条例かわからないくらいの普遍性はあります。ただ、日本はこういう人権に関して遅れています。遅れているからこそ、国が憲法では足りないことを人権4法で出しているのです。その人権4法がある状況で三鷹市がこの条例を出したということは、ちゃんと時代認識を書かないと、条例というのは出た瞬間から、いつ出たということがなくなる。つまりいつ作られたものかというのは分かりません。だから、本当は国の人権4法を書くべきではないかと私は思います。これをあえて書かないとすれば、そもそも国の法律への無知や無理解を疑われかねず、すごく残念です。そもそもこのような人権条例というのは、市民への周知という要素もあります。おそらく大半の市民はこの人権4法は知らないなので、そこをきちんと周知する目的は、市にはあると僕は思うので、本当は人権4法について書いてほしかったです。

あと、三鷹市という地域性です。三鷹市は先進自治体だと今でも思っているので、そこは

もっと書くべきではないかと思います。例えば、国際化に関する様々な問題とその解決策について、国境を越えて話し合い、市の施策に反映していくということで、1999年というかなり早い段階で「みたか国際化円卓会議」を設置して、今もずっと続けておられる。これは他自治体にはない取組ですから、そういうものをちゃんと書いた上で、一人ひとりが自分らしく生きるためには、人権の尊重とともにあらゆる多様性が認められなければならないと書くべきです。

この三鷹市の記述で最も気になったのは、ダイバーシティの研究者で「課題の多様化」とあえて言い換えるのはあまり見たことがないですよ。一般的にこういう言葉の使用がされない中で、これは「属性の多様性」と言う表現を嫌がったのだらうとは思いますが、何で嫌がるのか。「課題の多様化」と書く必要は全くなく、「属性の多様性」で十分というか、むしろそれが自然です。というのは、国のLGBT理解増進法がもう出ているのですから、何故そこをあえてこの表現にしたのかというのは、当事者は、すごうがった見方をしますと、書きたくなかったのだらうと見られてしまうので、私はすごく残念です。「多様性」というのはもう使うべき言葉なので、さっきもパートナーシップ条例の話でもありましたが、「課題の多様化」と書いたら、そこは何か改悪にしか見えないです。これはすごく強く申し上げたい。

あと、「もっとも」という言葉は、これは何か接続詞としておかしいですよ。「もっとも」というのは、こういう条例でも僕は見たことがないですよ。これは、すごく流れを阻害する言葉です。「三鷹市はちゃんとやっていますよ。だけれども、追加でこういうこともやらないといけない。」みたいに、すごく軽い感じがして、引っかかります。

あと、条例制定の目的です。上位規範は絶対に変えたほうがいいです。一応これは法務省のチェック（※三鷹市注①）を受けているということですが、本当にきちんと見ているのか。僕はただ法学部で学んだだけですけれど、「上位規範」という言葉は、ここに書いているとおり、「憲法」と「法律」との関係であれば分かります。憲法は法律の上位規範、法律は条例の上位規範です。だけれども、ここで書いている文章というのは、まちづくり条例（※三鷹市注②：正しくは「三鷹市自治基本条例」です。）と人権条例の比較で、同じ条例だから、ケルゼンの法段階説でいったら、「上位規範」というのはおかしいです。ただ、言わんとしていることは分かるので、それは「三鷹市の条例の最上位に立つ基本条例」という言い換えが適切だと思います。これに「上位規範」という言葉を使う意味は全く分かりません。だから、ここは早急に直したほうがいいと思います。

あと、もうこれはパブリックコメントでも指摘されていたので、またかと思われるんですけども、具体的に差別されるべきではない事項を書くというのは、これはもうほかの先行の3区市でやっているの、ここも何か避ける必要があるのかというのはすごく疑問です。パブリックコメントの回答を見ていて、1点、個別事案に対しては、そもそも法的に審議される必要があるからあえて書かないというニュアンスの言葉があったと思います。ただ、それは別に、他の市も全く一緒です。だから、そもそも人権に関して判断する立場に基礎自治体はありません。それはもう当たり前です。ただ、川崎市や国立市を含めて、先進的な取組をしていると言われている自治体が何故やっているかといえば、それは公的な機関ではない基礎自治体だからこそやれることがあり、それはきちんと定義して、それを市民に周知する、あるいは施策に生かしていくという基礎自治体の気概があるからです。三鷹市は、その回答を逃げていていると思うので残念です。先進自治体であれば、そこは正面から取り組んで、このように定義する、自分たちはこう考えるというのはあつて然るべきだし、別にそれで法的判断ができないなどと誰も思っていないと僕は思います。

だから、この人権条例であれば、まずは市が考える市民の権利というものを具体的に明示しないと、そもそも条例を出す意味がありません。人権というのはそもそも憲法で規定されていると書かれています、それは別の回答の部分で、だから「人権の定義については、日本国憲法や世界人権宣言等で、広く認知されているものであり、本条例の中で改めて定義するものではないと考えています」と回答していますが、これは、「人権に関わる課題が時代とともに多様化する中」という時代認識と整合的ではないです。要するに矛盾しているのです。憲法というのは、もう随分前にできたものだから、当然、時代の変化に即していません。だから憲法改正の議論があり、特に人権に関しては、当時の時代認識であれば人権侵害とは全然思われていなかったことが今問題になっているというのは、当然のことです。別に条例にかかわらず、誰もが知っています。要するに、パワハラや、セクハラなどの昭和の時代には問題とされなかったことが、今はこういう時代だからというのは、誰もが知っていることなので、そこを「憲法に書かれているから」と言ってしまうと、そもそも人権条例を出す意味がない。だから、そういうことは絶対書いてはいけないことだと思います。

あと、用語の定義についてです。これは謙虚で最後にしたのかもしれませんが、条例を制定する主体はあくまで市なのだから、順番は市・市民・事業者等だと思います。これをあえて(3)にするというのは、市民に「人権を守れ」という条例に見えてしまいます。市民の権利を定義しないということも、上から目線に見えてしまいます。だから、もったいなく感

じます。市がまずこのようにやる、それに対して市民あるいは事業者等も協働で一緒にやっ
てほしいという、主体性は絶対あったほうがいい。

だから、これは第3条の文章の述語が「まちを実現する」だとしたら、絶対にこれは「市
民」ではないんです。市民がまちを実現するのではないのだから、主語は「市」で、「市は」
と書かないとおかしいと思います。

繰り返しになりますが、差別の例示も、「不当な差別」は、パブリックコメントでも市は
こう考えるといって、対応は困難となっており、この書き方はおかしいです。要するに、実
際に過去にもあったけれども、「正当な差別」はあるのかと誰もが思うし、これは禁止すべ
き差別的取扱いをちゃんと明示しないと、そもそも人権条例としての意義がなくなってし
まうと思います。この「不当な差別的取扱い」というのはあくまでも裁判所が判断するとい
うことであれば、何故これを作ったのかと、そもそも人権条例の意義が失われかねません。
ここは引っかけますし、もともと「不当な差別的取扱い」というのは、三鷹市が考えた言
葉ではなくて、パブリックコメントで素人が言ったことです。そこを生かすよりは、他の先
行市みたいに定義すべきだと思います。先進事例がある中で作っているにもかかわらず、何
で後退した記述になるのだらうと思います。だから、僕はその一員として、ここにコミット
しているのであれば、そこは違うということは言わざるを得ません。おそらくご覧になって
いる、ほかの国立市、狛江市、中野区には書いているので、それを取り入れない必要は全く
ないです。もし取り入れないのであれば、この時期に、後発で人権条例を出す意味がないで
す。先に出したのなら、書いていないのは分かるんですけども、後で出してスルーしたら、
それは退行としか思われないうし、三鷹市が先進自治体どころか遅れている自治体となっ
てしまうので、これはもったいないです。

最後に、パブリックコメントへの対応は、今回すごく丁寧に出してくださったので、少し
安心しました。前回はパブリックコメントに集まった内容がひどかったです。だけれども、
あれは僕なりに要因分析したところ、三鷹市の骨格案が粗過ぎました。だから、ポジティブ
に応援する意見を出しにくかったのだと思います。こういうテーマというのは、反対派はネ
ガティブにすごく反応するので、だから前回は、あたかも三鷹市の条例に反対している人が
多いみたいな状況になっていました。でも、今回は、素案をちゃんと出して、丁寧に三鷹市
の考えが出ているから、結局ポジティブな意見が多かったというのは、安心しました。三鷹
市は、回答を作られるに当たってはとても大変だったと思います。市の見解をちゃんと提示
してくださって、これは本当に皆様のご苦勞に感謝しています。

もう1点です。これは、8月のパブリックコメントもしっかり回答したほうがいいと思います。ほかの国立市でも、狛江市でも、中野区でも、基本、出していないということはありませんので、三鷹市はパブリックコメントに関する条例もあるので、だから、遅ればせながら、8月に関してはこう考えるというのは出すべきではないかと考えます。

かなり厳しい意見を申し上げましたけれども、今後の審議会で委員の方々に、こういう意見もあったということで、たたき台として議論していただければと思い、専門家の端くれとして感じていることを申し上げました。このとおりに直してほしいという趣旨では全くないので、生かせるところがもしあったら生かしていただきたい程度の話です。以上です。ありがとうございました。

【荻田会長】 様々なご指摘をいただきましたが、事務局の方でいかがでしょうか。

【石坂企画部長】 厳しいご意見でしたが、きちんと受け止めたいと思います。ありがとうございました。

まず、渥美委員のこれまでのお話でいいますと、そもそもアクションプラン的な条例であるべきなのではないかというご指摘が出発点かと思っています。その部分は若干、私どもと見解の差があると思っています、私どもはあくまで理念として条例を掲げていくと考えています。何のために作るんだという議論もありましたが、基礎自治体であればこそ、まず理念を定めて、さっき属性というお話はありましたが、個別のところに入り込んでいくんだということを出発点と捉えていまして、その差があると、今のような議論もあるのかなとは思っているところでございます。

冒頭、渥美委員もおっしゃっていたと思いますが、基本的に今回は諮問事項ではありませんので、私どもでは、これを成案という形で議会に付議していきたいと思っています。一方で、逐条解説をきちんと作っていかなくてはいけないと思っています。そこには、このような審議会の中で、皆さんの意見を聞きながら、取り入れた方が良い内容を、次のステージの中で、取り組んでいきたいと思っています。まず、この理念をきちんと定めていくといったところをご理解いただきたいと思います。

私どもも、かなり吟味を重ねたつもりではありますが、多様な意見があるかと思っています。そこは真摯に受け止めながらも、まずはこれでやらせていただくということをご理解いただきたいと思います。

【渥美副会長】 ありがとうございました。1点だけ申し上げますと、多分、理念型と実践型というのが伝わっていないと思います。三鷹市は、相談員も2人設置するし、審議会も立

ち上げるということであれば、実践型です。だから、国立市の条例と似ています。もし理念型だということであっても、理念がきちんと書かれていないと感じます。今の時期にこの人権条例で、国も人権4法を立てて、具体的に理念は書かれているにもかかわらず、今の状況は率直に言うと、不勉強に見えてしまいます。だから、今後審議会で直せるのであれば、そこは早急に直さないといけない。理念型だからというのは今逆に実践型の不十分な理念の混合のように見えます。理念がはっきりしないと、実践もうまくいかないのです。

法的な判断というのが回答にあるのだけれども、法的な判断ではないものを基礎自治体がやるというのが、先行して実践している自治体の悩ましさです。国立市も川崎市も、プロセスは悩みながら作り上げていっています。条例はスタートで、ゴールではないので、直せばいいだけです。なので、僕が今日申し上げたのは決して、実践型だからということではありません。おそらく理念型で作られているのだろうと思っても不十分だということを申し上げています。だからそこは、もし理念型だとおっしゃるのであれば、早急に審議会で議論してください。議論したうえでこういう記述にするというのなら分かるんですけども、本当に理解しているのかというのが率直な気持ちです。

憲法学者に意見を聞いたというのも、まずかったと思います。憲法学者というのは条例のことをあまり分かっていないので、憲法レベルの認識で書かれていると、こうになってしまうのかと思います。だから、他市の先行事例の生かせることは生かすべきではないかなとは思っています。以上です。

【荏田会長】 何か追加の点はございませんか。

それでは、委員の皆様から何かご意見やご質問は、資料4から6と、それから今の渥美委員の資料、そのいずれでも結構ですので、何かございませんでしょうか。

【A委員】 資料4の人権を尊重するまち三鷹条例（案）のところ、これはパブリックコメントを反映させて変えられた修正版でしょうか。ほとんど同じように見えるのですけれども、どこを変えられたのかというのを教えていただくことはできますか。

【丸山企画経営課長】 まずはじめに前文のところです。先ほど渥美委員からありました属性、この例示に、パブリックコメントで番号の列では、1番、2番あたりになると思えますけれども、「民族」と「疾病」といったものを例示として追加しています。それから、市民と市を対等な主体として表現してほしいといったところが前文の部分でございましたので、「市、市民及び事業者等の協働のもと」という文言を付け足しております。第1条の目的につきましても、「誰もが暮らしやすいまち」という表現と人権との関連性が不明確とい

ったご意見がありましたので、「一人ひとりの人権が尊重され誰もが暮らしやすいまちを実現」ということで言葉を足してあります。

それから第4条、権利侵害等の禁止、こちらはもともと「いかなる理由による不当な差別的取扱い」と表現をしていましたが、「いかなる理由による」は削除してはどうか、というご意見をいただきましたので、その部分を削除しております。また、権利侵害のところ、「相手の心身を傷つける言動を含むいかなる暴力」が具体性を欠くということで、「傷つける言動」の「言動」の前に「差別的言動」と言葉を付け足しています。同じく第4条のところで、「いかなる」と「あらゆる」が乱立しているといったところもありましたので、使い方を整理しています。

それから、第9条の上の括弧で書いてあるところの見出しになりますが、こちらはもともと「調査研究等」でしたが、明確に書くべきということで、「情報収集及び調査研究」としました。

第10条についても同じく、見出しをお示ししたときには「啓発等」と一括りにしていましたが、ご意見をいただきまして、「教育、啓発及び情報提供」と、より詳しい書き方に変えています。

それから、第11条の「相談及び救済」のところにつきましては、もともと相談ができる事項を第4条に掲げる「不当な差別的取扱い」に限定していたのですが、その必要はないのではないかとのご意見がございましたので、第4条に掲げる事項全てを対象という記述に変更しています。

それから、審議会のところで、市に対して意見を述べることができるといった文言を追加しています。以上になります。

【A委員】 ありがとうございます。どこが変わったのか分かるように資料を作っていたら、非常に助かります。資料をいただいてから時間があまりなかったので、ぜひ次回からそのような形でやっていただければと思います。

渥美副会長のご発言は、私も同感で、どうしてこのように意見が食い違ってしまうのだろうと思っています。例えば法律では、「人権」という言葉を使ったときに、個人が単位というところがベースにあり、個人の尊厳をはっきりさせなければならないのに、「まち」とか「思いやり」という表現が緩く感じます。そこを押さえないと、人権関係を取り扱うというのは難しくなると思います。また、「思いやり」という言葉がこの審議会でも出てきましたけれども、「思いやり」という言葉がなぜこんなに出てくるのかと思いましたが、それは、

法務省が「思いやり」という言葉を使っているからで、そちらにずっと流れていってしまうということ意識しないと、なかなか難しいのではないかと考えています。

あと、「不当な差別」ということに対しても、定義はしないとありましたが、個々の具体的な事案によって違うため、その担当した人がそれぞれ違った意見を持ち、違った解釈ができるということになって、難しい事態を招いてしまうのではないかなと思います。「正当な差別」というのはなく、「女性だけが産休を取るのはおかしいではないか」という意見に、「これは子供を産むのが女性だから」という合理的な理由を提示できます。そういった区別について、深めていかなければいけない議論がたくさんあります。

アメリカのアファーマティブアクションの議論がなされたとき、対立する意見も多く出てきましたが、そのようなことを参考にしてさらに突っ込んで議論しながら、検討していく必要があるのではないかなと思います。日本国憲法と、世界人権宣言があるから、もう人権の定義は要らないというのは乱暴です。三鷹市はどのようにこの「人権」という概念を定義して使っていくのか、議論を深めていかなければいけないと思っています。

パブリックコメントでも書かせてもらいましたが、私はそういう面では前文も、もう少し何とかならないかなというのは意見として述べさせていただきます。

【荻田会長】 今のご意見に関して、いかがでしょうか。

【石坂企画部長】 私どもとしてはこの条例の成案をもって、議会に対応していきたいと存じますが、人権課題に対して、市役所はご存知のように縦割りの行政で、例えば障がい、高齢という、その人権の分野があります。そこに横串を刺していくというところが大事だと思っていますので、そこはきちんとやる中で、今、A委員がおっしゃったような形で、では正当な理由というのは、客観的な目的に対してやむを得ないと言えるかどうかということが大事だと思っています。それは全く同じ思いですが、そこが職員の中に通底できるかという懸念もあるかと思っています。

先ほど渥美委員にもお答えしましたが、この審議会の場でも議論させていただきながら逐条解説を作る中で、市民の皆様だけではなくて、職員も守れる形に、作り上げていきたいと思っていますので、これで対応させていきたいとまずは思っています。

【荻田会長】 ほかにご意見等はいかがでしょうか。

それでは、次に、第5次三鷹市基本計画について、こちらを議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

【丸山企画経営課長】 それでは、資料7をご覧くださいと思います。こちらは、前

回の審議会で第5次三鷹市基本計画の1次案についてお示しし、ご意見をいただきました。今回は、その際のご意見を踏まえて修正した資料をお配りしています。網かけした部分が前回から変更した点になります。

まずはじめに、施策の課題と方向性を二段落構成で記載していますが、こちらは、現在就労している女性や共働きの増加など、社会環境の変化が前に比べるとあるといったところをうまく捉えられていないのではないかとのご指摘をいただいています。それに基づいて一段落目を書き換えたところです。

また、二段落目の網かけにつきましては、学校や地域における教育の中で男女平等に触れていないといったご意見をいただきましたので、文章を直しています。

主要事業の1番(3)、「男女平等参画のための三鷹市行動計画」に基づく施策の推進、こちらの記載も今説明した内容と同様の理由で修正しています。

2ページ、審議会でのご意見によって修正したところについては、(6)「多文化共生センター（仮称）」の整備に向けた取組の中で、女性交流室を今現在生かしきれていないのではないかと、「多文化共生センター（仮称）」ができる前に、その部分を準備して検討する必要があるというご意見をいただきましたので、記載のとおり修正したところでございます。説明は以上になります。

【荻田会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、ご質問など、いかがでしょうか。

【A委員】 ご説明ありがとうございます。これで、私は何点かちょっと引っかかっています。かなり修正してくださったということなんですが、この基本計画はこれから4年間の計画ですよ。この4年間の基本計画は20年後を見据えているわけですよ。この4年間でどのような方向に行くのか、初動の時期の計画ですけれども、今までの計画を少し修正しましたという程度にしか見えません。

例えば性暴力、暴力というときに、これまでずっとDVを中心でやってましたが、性暴力というのはもっと広いですよ。性暴力というものを考えると、包括的性教育や、いろいろなことを考えていかなければいけない。性についてどのように取り扱っていくのかといった視点がありません。性と生殖の健康と権利に触れていない。これらはもう必要性が分かっていると思っていますが、いかがでしょうか。

【丸山企画経営課長】 貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘いただいた点、包括的性教育といったものは重要な視点だと我々も捉えています。そういった中で現在、個別・

具体的な表現はありませんが、これは教育委員会で行っている教育というところと、そちらの子どもに対する教育もありますし、地域、大人に対する教育もありますので、持ち帰らせていただきます。全体の中で検討させていただきたいと思います。

【A委員】 ありがとうございます。ですから、この暴力というのが、男女間の婚姻関係や事実婚関係の間のDVに限定されている状況を、抜け出さなければいけない。それ以上のものを射程に置かなければいけない。それを4年間につくって、20年後を見ていかなければいけない。それはぜひお願いします。

【荏田会長】 D委員、お願いします。

【D委員】 最後のKPIなんですけれども、事業者への働きかけはないのですか。

【丸山企画経営課長】 KPIは、アンケート調査や事業の実績で毎年度取りやすい数値を採用して記載しているところをご理解いただければと思います。そこから、実際の活動としまして、市内事業者の皆様にも、人権基本条例を作った後も、パートナーシップ計画を作った後もそうですけれども、事業者にも啓発も含めて周知徹底していきたいと思っています。

【D委員】 企業や組織も、このKPIを設定しないと動かないです。それを評価して、特に外から評価していくということをしていかないと、三鷹市の事業者全体ではどうかといったときに、市も答えられないわけですね。これは恥ずかしいことで、商工会だって外圧を求めているかもしれないし、決して、これだけ「事業者」という言葉が人権においても出てきているわけで、ぜひそのKPIを設定していただきたいという要請はしても、おかしくない。審議会としては、KPIを設定してほしいという要望を伝えていただきたいと思います。なので、向こう4年間の計画なので、ぜひこのKPIの設定についてももう少しご検討いただけないかと思います。

【石坂企画部長】 企画部長の石坂です。実はこのKPIとKGIというものも設定しました。議会でも説明したように、このKPIの設定はいかかなものかといったご意見もいただいたところがあります。

先ほど企画経営課長が申し上げたとおり、そういった指標を図るとなると、アンケートで実態調査を行うことだと思いますが、私の記憶では、おそらく平成30年度に事業者の調査を相当なコストをかけて行っています。中小企業の方で、男女平等を進めたいが、更衣室も造れないといったご意見もいただきました。それを4年ごとに、各基本計画の様々な施策がある中、それぞれがアンケート調査をやると、相当なコストもかかるため、課長が申し上げたとおり、今回は現状できる範囲内で設定しています。

ただ、D委員がおっしゃるように、そういったK P Iがないと、目標も共有できないという視点はあると思うので、今回の基本計画よりもその次を見据えて、検討課題にさせていただきたいと思います。

【D委員】 次のというのは、4年後の令和9年度以降ということでしょうか。

【石坂企画部長】 そうです。

【D委員】 今のおっしゃり方だと、事業者の方に調査を依頼するから、それを予算化するということに気を遣っていらっしゃるという意味ですか。

【石坂企画部長】 今回、9つの施策があり、その各論であります。ここだけではなくて、例えば、農業、商業、交通等それぞれのK P Iをはかるために、調査をどうしていきましようかという話になるかと思っています。ですので、簡素な仕組みとして取れるところから取れる形でK P Iとして設定できないかというのが今の考え方です。

【D委員】 大企業でも、最初はシンプルに女性管理者比率だけでした。それから徐々に、給料の差の改善等が出てきているわけで、三鷹市の中で、例えば事業者の女性管理者の比率、女性従業員の割合、その程度であれば、そこまで負担なく、あるいは行政資料からも取れるかもしれないし、可視化したほうが施策につながっていくと思います。

【石坂企画部長】 分かりました。

【荻田会長】 貴重な意見をありがとうございました。

そのほかの委員の方々、何かご意見はございませんでしょうか。この議題に限らず、全体を通して、何かございませんでしょうか。E委員、お願いします。

【E委員】 質問の前に感想を述べさせていただきたいと思います。本日の人権条例の協議の中で、A委員のおっしゃるとおりだと実感しました。私としては、できればさらに「三鷹らしさ」がある宣言であればとは思いますが、人権条例の全体として、「三鷹らしさ」が大事か、必要であるかどうかわかりかねます。条例の前文に、三鷹市として「だからこそ今」、人権条例を出すことにしたということが、もう少しわかりやすく発信されるのかと思っていました。そして、権利の定義が述べられたうえで、市民にこれだけの権利があるということが明確にされていると、わかりやすいのではないかと思います。渥美委員の資料でも、大変わかりやすく記載がありました。中野区など、人権の定義が出されていない区もありますが、私は人権権利の定義を押さえた方が、スマートに三鷹市民への発信となるのではないかと思います。

最後に質問ですが、人権宣言として、市民の安心した生活、安心したまちづくり等の土台

になるであろうという支柱となるような文言はどこに入っているのか教えてください。

また、人権問題の相談員2人を配置する件ですが、人権は大変に複雑な難しい問題であると思いますし、人それぞれによって考え方が異なります。窓口で相談を受け、さらにそこから専門分野への相談を紹介していくと思いますが、そのはじめの窓口は、どのようなところにどのような専門員を置こうとされているのか教えてください。

【丸山企画経営課長】 まず、最初のご質問ですけれども、前文の頭に「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが、いつでも、どこでも、自分らしく生きることができまのまちの実現は、三鷹市民共通の願いである」、こういうまちにしたいということを掲げています。それと前文の締めくくり、「全ての市民がお互いの人権を尊重し、それぞれの違いを認識し、理解し、誰もが暮らしやすいまち」を作っていくという、ここに願いを込めて前文を作らせていただいています。

それから、相談員については、具体的なところは今後取り決めていきたいと思っていますが、基本的には法律を専門とし、人権問題に精通するような先生を選定していきたいと思っています。

それ以外にも今、市のほうでも、既存の人権擁護委員さんによる相談や、障がい者の方は障がいの窓口での相談もできますし、高齢者の方は高齢者の窓口でも相談できますし、既存の相談機能というのも整っていると思います。そこでカバーし切れない問題をこの専門の相談員のところでご相談していただくと、そういった運用にしていきたいと考えています。

【E委員】 分かりました。ありがとうございます。

【荻田会長】 ほかに皆様から何かございますでしょうか。

それでは事務局にお戻しいたします。

【中塚企画経営課係長】 皆様、ご議論いただきましてありがとうございます。

今後の予定についてお知らせいたします。次回の男女平等参画審議会は、令和6年度の第1回の審議会となります。本日まで出席いただいている委員の皆様の任期ですが、令和7年10月2日までとなっていますので、来年度も引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。開催時期は7月頃を予定しています。日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、資料の最後にチラシをつけさせていただいています。市で実施します「男女平等参画のためのみたか市民フォーラム」を開催いたします。2月16日に早稲田大学文学学術院准教授の森山至貴先生をお招きしてご講演いただく予定になっています。こちらは、会場で

の受講も可能ですし、オンラインで受講いただくこともできますので、ぜひよろしくお願
いたします。

その他、今後開催する事業について、チラシをご用意させていただいていますので、お
手に取っていただけたら幸いです。以上でございます。

【荻田会長】 以上で、全ての議事が終了いたしました。本日の審議会はこれで閉会
いたします。皆さん、ご協力どうもありがとうございました。